



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 9 4 号 令和 4 年 9 月 2 日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 5 0	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
5 5 1	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
5 5 2	同	同
5 5 3	同	同
5 5 4	同	同

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7 3	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
7 4	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
7 5	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
7 6	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件	

徳島県告示第五百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年九月二日から

令和四年九月二十三日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第五百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年九月二日から令和五年一月二日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年九月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社タイム	岡山市北区下中野四六五番地の四	吉原 重治

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ北島中央店A敷地

所在地 板野郡北島町中村字福神一三番地一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社タイム	岡山市北区下中野四六五番地の四	吉原 重治

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社タイム	岡山市北区下中野四六五番地の四	吉原 重治

4 変更年月日

3の(一) 令和四年七月十九日

3の(二) 令和五年三月二十日

二 届出年月日

令和四年七月十九日

三 届出の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課
- 2 縦覧の期間 令和四年九月二日から令和五年一月二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (二) 意見の内容

- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年九月二日から令和五年一月二日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年九月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社PIKO	板野郡松茂町笹木野字八北開拓一―一六三	石部 高史

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ北島中央店B敷地
所在地 板野郡北島町江尻字川中須二四番地ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社PIKO	板野郡松茂町笹木野字八北開拓一―一六三	石部 高史

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

未定

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社PIKO	板野郡松茂町笹木野字八北開拓一―一六三	石部 高史

4 変更年月日

3の(一) 令和四年七月十九日

3の(二) 令和四年二月二十五日

二 届出年月日

令和四年七月十九日

三 届出の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課
- 2 縦覧の期間 令和四年九月二日から令和五年一月二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年九月二日から令和五年一月二日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年九月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵土町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社タイム	岡山市北区下中野四六五番地の四	吉原 重治

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ北島中央店A敷地
所在地 板野郡北島町中村字福神一三番地一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 二、〇六九平方メートル

変更後 六、一二〇平方メートル

(二) 駐車場の位置及び収容台数
変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

一四二台

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

三五五台

(三) 駐車場の位置及び収容台数
変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

七二台

変更後

(1) 位置

(2) 縦覧に供する添付書類に示すとおり
収容台数
一三二台

(四) 荷さばき施設の位置及び面積
変更前

(1) 位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり
(2) 面積
四八平方メートル

変更後
(1) 位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり
(2) 面積
一四八平方メートル

(五) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前
(1) 位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり
(2) 容量
二七立方メートル

変更後
(1) 位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり
(2) 容量
六六・六立方メートル

(六) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前

(1) 出入口の数
(2) 四箇所
位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり

変更後
(1) 出入口の数
(2) 七箇所
位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり

4 変更年月日
令和五年三月二十日

二 届出年月日
令和四年七月十九日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課
- 2 縦覧の期間 令和四年九月二日から令和五年一月二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年九月二日から令和五年一月二日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年九月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社PIKO	板野郡松茂町笹木野字八北開拓一―一六三	石部 高史

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ北島中央店B敷地

所在地 板野郡北島町江尻字川中須二四番地ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 一、四一二平方メートル

変更後 一、〇〇六平方メートル

(二) 駐車場の位置及び収容台数

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

九七台

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

五九台

(三) 駐車場の位置及び収容台数

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

四四台

変更後

(1) 位置

(2) 縦覧に供する添付書類に示すとおり
収容台数
二七台

(四) 荷さばき施設の位置及び面積
変更前

(1) 位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり
(2) 面積
四八平方メートル

変更後
(1) 位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり
(2) 面積
三九平方メートル

(五) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前

(1) 位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり
(2) 容量
二四立方メートル

変更後

(1) 位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり
(2) 容量
一五立方メートル

(六) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前

(1) 出入口の数
(2) 四箇所
位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり
変更後

(1) 出入口の数
(2) 二箇所
位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり

4 変更年月日

令和五年三月二十日

二 届出年月日

令和四年七月十九日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課
- 2 縦覧の期間 令和四年九月二日から令和五年一月二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第二項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和四年九月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
松岡和夫後援会	松岡和夫	松岡和夫	美馬郡つるぎ町貞光字宮内一七二・二二	令和四年七月二十八日

徳島県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
自由民主党 徳島県ときわ会支部		林 裕 明		代表者の氏名 林 裕 明 会計責任者の氏名 灘 井 裕 紀	
				代表者の氏名 大 島 雅 緒 藤 村 敏 明	
				異動年月日 令和四年七月二十九日	

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
小野 功 晴 後 援 会		小 野 功 晴		主たる事務所の所在地 徳島市住吉三丁目一〇〇 グランコート住吉七〇一	
徳島新政フォーラム		朝 田 啓 祐		会計責任者の氏名 石 丸 佐 知	
				渡 辺 泰 成	
				令和四年八月八日	

徳島県選挙管理委員会告示第七十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和四年九月二日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党徳島県救世支部	山 本 廣	令和四年七月二十七日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
徳島政治経済推進会議	福 山 守	令和四年六月二十四日

徳島県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者 （代表者）の氏名		資 金 管 理 団 体		指定年月日	
氏 名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
坂 口 誠 治	徳 島 県 議 会 議 員	坂 口 せ い じ 後 援 会	鳴 門 市 撫 養 町 南 浜 字 蛭 子 前 西 一 三 九 ・ 七	坂 口 誠 治	令 和 四 年 七 月 二 十 七 日